

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

目次

- ◇規則 出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則
- ◇告示 自衛隊員の募集
- 牛の肝蛭の検査等実施
- 建設業者の変更登録
- 建設業者の登録まつ消
- 国民健康保険法に基づく条例変更認可
- ◇教委告示 臨時教育委員会の招集
- ◇公告 昭和二十九年鳥取県吏員昇任試験の実施
- 昭和二十九年鳥取警察官昇任試験の実施
- 昭和二十九年八月三日鳥取県告示第三百九十一号中訂正
- ◇正誤 昭和二十九年八月六日鳥取県公安委員会規則第七号中訂正

規則

出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則をここに公布する。

昭和二十九年八月十日

鳥取県知事 西尾愛治

鳥取県規則第三十八号

出資の受入預り金及び金利等の取締等に関する法律施行細則

（総則）

第一条 出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号以下「法」という。）の施行については、出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律の施行期日を定める政令（昭和二十九年政令第五十九号）及び貸金業の届出及び貸金業の実態調査に関する権限の委任に関する政令（昭和二十九年政令第六十号）に定めるものの外、この規則の定めるところによる。

(貸金業開始の届出等)
 第二条 法第七条第一項前段及び附則第三項の規定による届出は、別記様式第一号及び第二号によらなければならない。

(貸金業変更事項の届出)

第三条 法第七条第一項後段の規定による届出は、別記様式第三号によらなければならない。

(貸金業休止の届出)

第四条 法第七条第二項第一号及び附則第三項の規定による届出は別記様式第四号によらなければならない。

(貸金業再開の届出)

第五条 法第七条第二項第二号の規定による届出は、別記様式第五号によらなければならない。

(貸金業廃止の届出)

第六条 法第七条第二項第三号の規定による届出は、別記様式第六号によらなければならない。

(業務の報告)

第七条 法第八条第一項の規定による報告は、主たる管

業所又は事務所が県内にあるものにあつては、別記様式第七号、県外にあるものにあつては別記様式第八号により毎月翌月五日までに知事に提出しなければならない。

(調査職員の証票)

第八条 法第八条第二項の規定による証票は、別記様式第九号によるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式第一号)

貸金業届出書

昭和 年 月 日

住所

名称又は商号

代表者氏名

鳥取県知事 氏 名 殿

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律

より、下記のとおり届け出ます。

科 目	件 数	金 額	件 数	金 額	科 目	金 額
前月末貸出金累計 (A)					資 本 金	
前月末回収金累計 (B)					借 入 金	
当月中貸出金額 (C)					その他の負債	
当月中回収金額 (D)						
今月末貸出現在額 (A+C-B-D)			貸出先		利 息 收 入	
その他の資産					手数料収入	
営 業 経 費					その他の収入	
その他の損失金						
合 計					合 計	

(様式第八号)

月 分 業 務 報 告 書

昭和 年 月 日

鳥取県知事 氏 名 殿

住 所

名称又は商号

出資の受入、預り金及び金利等の取締等に関する法律（昭和二十九年法律第九十五号）第八條第一項の規定により、下記のとおり届け出ます。

前月末貸出金累計 (A)		前月末回収金累計 (B)		当月中貸出金額 (C)		当月中回収金額 (D)		今月末貸出現在額 (A+O-B-D)	
件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額

(註) 本表は従たる営業所又は事務所ごとに提出するものとする。

(様式第九号)

第 号

所 属

鳥 取 県 事 務 吏 員 氏 名

貸 金 業 調 査 吏 員 証

昭 和 年 月 日 交 付

鳥 取 県 印

9.5センチメートル

5.5センチメートル

告 示

鳥取県告示第三百九十九号

自衛隊員（陸上、海上、航空自衛官）の欠員補充並びに増員に伴う募集のため、その募集期間、試験期日試験場等を次のとおり定める。

昭和二十九年八月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 募集期間 昭和二十九年八月十六日から
二十九年九月三十日まで

一 募集年令 昭和四年十月二日から十一年十月一日
まで（昭和二十九年十月一日現在十八
才以上二十五才未満）に生れた男子

一 志願票提出先 現住所の市町村役場

一 試験期日及び試験場

試験期日 試験 場 担当 区域

昭和二十九年 鳥取市西町 鳥取市、岩美郡、
十月十六日 鳥取県立鳥取図書館 八頭郡、気高郡

十月十七日 倉吉市仲之町 倉吉市、東伯郡
成徳小学校

十月十九日

米子市、兩三柳、
自衛隊米子駐屯部隊 日野郡、
米子市、西伯郡、

なお志願者の数により受験地を別に指定することがある。

鳥取県告示第四百号

次のように肝蛭の検査並びに駆除、及び腰麻痺予防注射を実施するので、家畜傳染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第六條の規定により牛、めん羊、山羊の所有者に対して検査、駆除又は予防注射をうけることお命ずる。

昭和二十九年八月十日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一 実施の目的 肝蛭及び腰麻痺予防のため

二 実施の区域 別表のとおり

三 実施の対象となる家畜の種類及び範囲

肝蛭検査、駆除——牛、但し生後三箇月以内、分娩前一箇月、分娩後十日以内のものを

除く。

腰痲痺予防注射——めん羊、山羊
四 実施の期日 別表のとおり
五 検査、注射の別及びその方法

肝蛭検査——渡辺氏式虫卵検査及び小野氏式皮内

反応検査

驅除——ヘキサクロエタン製剤投薬

腰痲痺予防注射——アンチモン製剤静脈注射

別表

実施月日	実施区域	実施場所
八月一三日	日野郡黒坂町	同上
〃 一四日	〃	〃
〃 一五日	〃 日野上村	〃

登録番号

登録年月日

商号又は名称

鳥取県知事登録
(は)第三二二六号

昭和二十九年
五月六日

山喜建設株式会社

所在地

申請者氏名

(旧)鳥取市二階町二丁目三四
(新)片原三丁目三九

山本幸三郎

〃 一六日	〃	〃	多里村	〃
〃 一七日	〃	〃	大宮村	〃
〃 一八日	〃	〃	阿毘縁村	〃
〃 一九日	〃	〃	山上村	〃
〃 二〇日	〃	〃	石見村	〃
〃	〃	〃	福栄村	〃

鳥取県告示第四百一号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十三条の規定による変更届につき次のように建設業者登録簿に昭和二十九年七月三十日変更登録した。

昭和二十九年八月十日
鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第四百二号

建設業法(昭和二十四年法律第百号)第十四条の規定による廃業届があつたので同法第十五条第一項の規定により建設業者登録簿から次の者の登録を昭和二十九年七月

登録番号

登録年月日

商号又は名称

主たる営業所の所在地

申請者氏名

鳥取県知事登録
(は)第八八号

昭和二十八年十月十九日

西 尾 組

鳥取市古市一

西尾 吉太郎

鳥取県告示第四百三号

国民健康保険を行っている法勝寺村外四箇村一部事務組合に対し国民健康保険法(昭和十三年法律第六十号)第八条ノ十三第二項の規定に基く条例変更を認可した。

昭和二十九年八月十日

鳥取県知事

西 尾 愛 治

一 国民健康保険を行っている町村

西伯郡法勝寺村外四箇村一部事務組合

一 認可年月日

昭和二十九年七月一日

十八日まづ消した。

昭和二十九年八月十日

鳥取県知事

西 尾 愛 治

教育委員会告示

鳥取県教育委員会告示第四十一号

臨時教育委員会を次のとおり招集する。

昭和二十九年八月十日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

一日時 八月十日 午前十時三十分

二 場所 県教育委員会々議室

三 議題 高校整備について

公告

昭和二十九年鳥取県吏員昇任試験及び期限付職員措置試験につき次のように公告する。
昭和二十九年八月十日
鳥取県人事委員会

一 試験の対象となる職

内容	区分	
	吏員昇任試験	期限付職員措置試験

一般事務、土木、建築、農業、林業、畜産、水産、蚕糸、農業土木
なお次に掲げる職への昇任並びに定数内職員への任用は、選考によつて行います。

防疫技師の職、環境衛生監視員の職、食品衛生監視員の職、薬事監視員の職、児童相談所の判定並びに相談調査の職務を行う職、児童福祉司の職、社会福祉主事の職、身体障害者福祉司の職、看護の職、教母の職、保母の職、児童指導員の職、医師の職、歯科医師の職、薬剤師の職、保健婦の職、看護婦の職、栄養士の職、X線技術者の職、歯科衛生士の職、細菌検査技術員の職、船長の職、機関長の職、無線通信士の職、一級建築士の職、建築主事の職、速記の職、ほん訳の職、通訳の職、学芸員の職、司書の職、司書補の職、タイピストの職、公共職業補導所の指導員の職、農業専門技術普及員の職、林業専門技術普及員の職、単純な労務に従事する者、人事委員会が特に認める職

そのつ度指図を受け、又はあらかじめ定まつた順序に従つて行う書記的又は専門技術的な仕事の補助を行う職務で、旧制専門学校卒業

そのつ度指図を受け又はあらかじめ定まつた順序に従つて単純で定

職務概要

程度、若しくはこれと同程度の修得又は経験を持ち、その職務を行うに当つては自ら新たな判断を下して行く必要があるもので相当の知識及び技術を必要とする職務。

型的な書記的職務を命ぜられた範囲内で行い、又は専門技術的な仕事の補助を命ぜられた範囲内で行う職務で、やゝ高い程度の修得又はやゝ多い経験を要する職務。

二、受験できる者

内容	区分	
	吏員昇任試験	期限付職員措置試験

現に本県の定数条例内の職員（条件付任用の職員を除く）として勤務している者で、次の条件を有する者。
1、学歴、勤務年

現に本県の期限付職員として勤務している者で、次の条件を有する者。
1、学歴、勤務年

現に本県の期限付職員として勤務している者で、次の条件を有する者。
1、学歴、勤務年

資格要件	学歴	
	勤務(含経験)年数	勤務(含経験)年数
高小卒業	八、〇年以上	八、〇年以上
実業補習学校卒業	七、〇〃	七、〇〃
新制中学校卒業	六、〇〃	六、〇〃
青年学校本科卒業	五、〇〃	五、〇〃
四年制中学校卒業	四、〇〃	四、〇〃
五年制中学校卒業	四、〇〃	四、〇〃
新制高校卒業	四、〇〃	四、〇〃
旧高専、短大卒業	六月〃	六月〃

<p>人事委員会の採用試験五級職以上の合格者</p>	<p>右の勤務年の算定は、昭和二十九年九月一日現在とし、次に掲げる割合によつて算定されたものとする。</p> <p>正規の在学期間 一〇割</p> <p>市町村勤務期間 八割</p> <p>市町村勤務期間 〃</p> <p>教員、警察職員勤務期間 〃</p> <p>会社、組合勤務期間 六〇八割</p> <p>連合軍労務者勤務期間 五割</p> <p>家庭、その他の期間 二、五割</p>
	<p>人事委員会の採用試験四級職以上の合格者</p>
<p>2、現在給料 現に四級五号給以上の給料を受けている者。</p> <p>3、年令 制限をいたしません。</p> <p>4、性別 男女の別を問いません。</p>	<p>2、年令 制限をいたしません。</p> <p>3、性別 男女の別を問いません。</p>

三 試験の区分及び方法

試験は、その対象となる職に必要とする知識、経験、技術等に応じて次の通り行います。

受験者は、この受験区分のうちいずれか一種を選ぶことができます。

1、第一次試験

<p>人事委員会の採用試験五級職以上の合格者</p>	<p>右の勤務年の算定は、昭和二十九年九月一日現在とし、次に掲げる割合によつて算定されたものとする。</p> <p>正規の在学期間 一〇割</p> <p>市町村勤務期間 八割</p> <p>市町村勤務期間 〃</p> <p>教員、警察職員勤務期間 〃</p> <p>会社、組合勤務期間 六〇八割</p> <p>連合軍労務者勤務期間 五割</p> <p>家庭、その他の期間 二、五割</p>
	<p>人事委員会の採用試験四級職以上の合格者</p>
<p>2、現在給料 現に四級五号給以上の給料を受けている者。</p> <p>3、年令 制限をいたしません。</p> <p>4、性別 男女の別を問いません。</p>	<p>2、年令 制限をいたしません。</p> <p>3、性別 男女の別を問いません。</p>

<p>イ、教養試験 公務員として必要な一般知能及び教養について行います。</p>	<p>口、専門試験</p>
<p>受験区分 内容</p>	<p>吏員昇任試験及び期限付職員措置試験（五級職）</p>
<p>一般事務</p> <p>憲法、行政法、地方自治関係法一般、地方公務員法、経済学大意、通常の行政事務に必要な一般的知識等</p>	<p>同上</p>
<p>土木</p> <p>力学、水理学、測量施行法、土木材料、河川、港湾、道路、橋梁等</p>	<p>力学、水理学を除き上に同じ</p>
<p>建築</p> <p>設計、意匠、計画、設備、建築構造、構造力学、材料力学、建築材料、法規、施工等</p>	<p>意匠を除き上に同じ</p>
<p>農業</p> <p>栽培学、汎論、土壌肥料学、作物学、園芸学、植物病理学、昆虫学、植物生理学、畜産学一般、農業経済学一般、農芸化学一般等</p>	<p>同上</p>
<p>畜産</p> <p>畜産原論、家畜病理学、畜産製造学、化学一般、獣医衛生一般、農業経済学一般等</p>	<p>同上</p>
<p>林業</p> <p>林業政策学、森林经理学、造林学、森林利用学、木材工芸学、森林保護学、林産製造学、砂防工学等</p>	<p>同上</p>
<p>水産</p> <p>水産資源学、水産化学、水産増殖学、漁政学、漁業法、水産協同組合法等</p>	<p>漁業法、水産協同組合法を除き上に同じ。</p>
<p>蚕糸</p> <p>蚕品種及び蚕種学、育蚕学、蚕体生理学、蚕病学、栽桑学、製糸原料学、製糸学、纖維化学、蚕糸経済学等</p>	<p>同上</p>

農業土木 農業水利学、農地造成学、農業造構学、応用力学、土地改良学等 農業造構学を除き上に同じ。

ハ、勤務評定 勤務成績について行います。
ニ、第二次試験

第二次試験は、第一次試験の合格者について行います。
イ、口答試験 主として人物についての面接による試験を行います。
ロ、身体検査 胸部疾患の有無に重点を置いて行います。

三、身上調査 受験資格の有無、申込書記載事項の真否、その他について身上調査を行います。
四、試験の日時、場所及び発表

種別	日時、場所及び発表	日	時	場	所	発	表
第一次試験		昭和二十九年九月十二日(日)		鳥取市東町		結果	
		午前八時三十分から		鳥取西高等学校第二校舎		昭和二十九年九月下旬、県庁前に掲示するほか合格者に通知します。	
第二次試験		昭和二十九年十月上旬に行います。		本人に通知します。		合格発表	昭和二十九年十月中旬県公報に登載県庁前に掲示するほか合格者に通知します。

五、合格から昇任並びに定数内職員への任用までの経路
昇任試験のそれぞれの試験区分についての合格者は、その試験区分毎の昇任候補者名簿に登載された上、各部局か

らの請求に応じて成績順に提示され、そのうちから各任命権者によつて昇任者が決定されます。名簿の有効期間は原則として一ケ年となっております。
期限付職員のそれぞれの試験区分についての合格者は、人事委員会から各任命権者に送付され、任命権者によつて定数内職員に任用されます。

六、受験手続
申込用紙請求先

申込用紙は次に掲げるところで交付します。申込書を郵便で請求する際は十円切手をはつたあて先明記の返信用封筒を必ず同封して下さい。
鳥取県人事委員会事務局 鳥取市東町

申込先及び申込手続

1、試験申込用紙に必要な事項を記入し、当人事委員会事務局に提出の上、受験票を受領して下さい。
2、試験申込書郵送の際は、封筒の表に「昇任試験申込」と朱書きし、十円切手をはつたあて先明記の返信用の封筒を必ず同封して下さい。

3、受領した受験票には最近六箇月以内に撮影した写真二葉(上半身、脱帽、正面向きのもの)をはりつけ受験当日持参して下さい。

受付期間

昭和二十九年八月十六日から昭和二十九年八月三十一日まで(但し勤務時間内)とし、郵送の場合には、昭和二十九年八月三十一日午後五時までの着信に限り受け付けます。

昭和二十九年度鳥取県警察官(警部補、巡查部長)昇任試験を次のように公告する。
昭和二十九年八月十日

鳥取県人事委員会

一、試験の対象となる職
警部補、巡查部長

二、受験出来る者

1、現に本県警察官として勤務している者で第一次試験当日において次に掲げる条件を有する者、但し減給以上の懲戒処分を受けた者にあつては、その処分を受けた日から満一年以上を経過している者に限る。

区 分 条 件

警 部 補 巡查部長として二年六月以上勤務している者

巡 査 部 長 巡查として二年九月以上勤務している者

2、年 令 制限致しません。

三、試験の区分及び方法

試験は、その対象となる職に必要なとする知識、経験、技術等に応じて次の表の試験区分ごとに試験方法欄に記載する方法によつて行います。

区 分	方法	筆記試験	第一次試験	勤務成績の評定	第二次試験	術科試験

警 部 補	1、憲法、行政法及び警察法	勤務成績の評定について行います。	主として人物についての面接による試験を行います。	1、点検 2、操練 (含緊急警備法) 3、逮捕術 4、けん銃操法
	2、警務一般			
	3、社会常識			
4、刑事警察				
5、警備				

巡查部長	同右	同右	同右	同右
------	----	----	----	----

備考 第二次試験は、第一次試験の合格者について行います。

四、試験の日時及び場所
1、巡查部長昇任試験

一 次 試 験	二 次 試 験
---------	---------

日 時	昭和二十九年八月十九日(木) 午前八時三十分	昭和二十九年八月下旬に行いますが日時は本人に通知します。
-----	------------------------	------------------------------

場 所	鳥取市緑町 鳥取県警察学校	同上
-----	---------------	----

結 果 発 表	昭和二十九年八月下旬、県庁前に掲示する他合格者に通知します。	昭和二十九年八月下旬県庁前に掲示する他、県公報に登載し、合格者に通知します。
---------	--------------------------------	--

2、警部補昇任試験

日 時	昭和二十九年八月二十日(金) 午前八時三十分	一 次 試 験	昭和二十九年八月下旬に行いますが日時は本 人に通知します。
場 所	鳥取市緑町 鳥取県警察学校	二 次 試 験	
結 果 発 表	昭和二十九年八月下旬、合格者に通知します。		昭和二十九年八月下旬県庁前に掲示する他、 県公報に登載し、合格者に通知します。

五、合格から採用までの経路

それぞれの試験区分についての合格者は、その試験区分毎の昇任候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求に応じて成績順に掲示され、そのうちから昇任者が決定されます。

名簿の効力は原則として一箇年となっております。

六 受 験 手 続

1、申込用紙請求先

申込用紙は、「鳥取市東町県庁内鳥取県人事委員会事務局又は「県警察本部警務課」で交付します。

2、申込先及び申込手続

「鳥取県警察官昇任試験申込用紙」に必要な事項を記入し、「県警察本部警務課」を経て「鳥取市東町県庁内鳥取県人事委員会事務局」に提出の上、受験票を受領して下さい。

3、申込受付期間

正 誤

昭和二十九年八月十日(火)から同年八月十七日(火)迄の勤務時間以内とする。
但し、郵送の場合には八月十七日付の消印のものは受付けません。
七、其 の 他
この試験について不明の点は「鳥取市東町県庁内鳥取県人事委員会事務局」又は「県警察本部警務課」へ御照会下さい。

頁 段 行

一 上 最後の行

さかいみなとまち
境 港 町

さかいみなと
境 港 町

正

頁 段 行

五 下 五

鳥取県人事委員会委員長

鳥取県公安委員会委員長

正

昭和二十九年八月六日鳥取県公安委員会規則第七号中誤植があるので次のように訂正する。

英文タイプライター
東和タイプライター
ブルースター計算器
玉屋測量機

山陰代理店

有限
会社

雑賀タイプライター商會

鳥取県公認

米子タイピスト学院

米子市道笑町二丁目二八番地
電話(米子)一〇二二二番

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

発行日 火、金

鳥取縣鳥取市東町
發行所 鳥取縣鳥取市東町
鳥取縣印刷所